

クリーニング師研修・業務従事者講習

旭川会場

開催のお知らせ

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を

受講しましょう!!



- クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に従事してから1年以内に、その後は3年に一度、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。

- ・日 時：令和2年7月12日（日） 12：20～16：20
- ・会 場：旭川市勤労者福祉会館
- ・受講料：クリーニング師研修5,000円 業務従事者講習4,500円
- ・申込期間：令和2年6月9日～令和2年6月30日

衛生対策

事故対策

最新情報

研修・講習でトラブル防止・確かな技術・信頼されるお店の第一歩を!!

新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分留意して実施しますが、申込に当たっては、次の事項について、ご理解、ご協力をお願いします。

- ・申込後、発熱や咳、咽頭痛などの症状が出た場合、受講を取りやめてください。この場合、第2型（通信）での受講に変更させていただきます。
- ・対象地域等で感染が拡大したときは中止とし、第2型（通信）に変更させていただく場合があります。
- ・受講の際は、マスクの着用と定期的な手洗いや手指の消毒をお願いします。

- ◎ 受講者情報は、知事へ報告します。
- ◎ 受講者には、修了証・終了済みステッカーを交付します。

《《 お問い合わせ先 》》

公益財団法人
北海道生活衛生営業指導センター
札幌市中央区大通西16丁目2番地
北海道浴場会館1階
TEL：011-615-2112
FAX：011-615-2113

Q1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、必ず3年に一度受講する必要があります。会場で受講できない場合は、第2型（通信制）を受講してください。

関連Q :案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

A 最寄り会場の開催日に都合が悪い方は、別会場や通信制の研修を受講してください。

Q2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所（工場）又は取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所等の開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに
- ② クリーニング業務に従事している方（クリーニング師免許を持たない方）の中から、1店舗ごとに従事者（クリーニング師を含む。）数5名につき1名の割合で営業者が指名した方（例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名）
 - ※ 常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。
 - ※ 同じ店舗のクリーニング師の方がクリーニング師研修を受講した場合、講習を受講したものとみなされます。

Q3 第11クール(令和元年度～3年度)の研修・講習のポイントを教えてください。

A 研修・講習で使用するテキスト（クリーニング実務）が、次のとおり改訂されました。（研修・講習の講義内容は講師によって多少違いがあります。）

① 問題の発生原因やトラブル防止のポイント

クリーニング問題事例（24事例）について、(1) 事故写真・イラスト、(2) クレームの内容・原因、(3) お店に望まれる対応、トラブル防止のポイント等が掲載されました。

また、事例に適用されるクリーニング事故賠償基準の条文若しくは運用マニュアルが掲載されています。

② クリーニング業界にとっても懸念事項である「長期間放置品」について、業界の動向・対応方法等が掲載されました。

③ 注意したい素材の事故防止策やウエットクリーニングをわかりやすく解説しています。

④ 最近話題となった感染症等について、解説しています。

⑤ 参考資料に、クリーニング事故賠償基準（運用マニュアル）や、カウンターでの接客マニュアルなどが掲載されています。

Q4 クリーニング師の父親が引退しましたが、必要な手続きを教えてください。

A 従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況や従事者数等に変更があった場合、保健所に「変更届」が必要です。